

## 【 面積 】

## 1 総面積

資料源 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（10月1日時点）

調査概要 基準日時点の電子国土基本図（地図情報）における海岸線と行政界で囲まれた地域を対象に面積測定を行ったものです。

## 2 可住地面積

資料源 関東農政局宇都宮地域センター「栃木農林水産統計年報」

可住地面積は、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたものです。  
ここでの林野面積の数値は、農林業センサス調査によるものです。

## ○ 林野面積

林野面積とは、現況森林面積と森林以外の草生地面積の合計です。森林面積とは、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹、あるいは木竹の集団的な成育に供される土地の面積をいいます。また、森林以外の草生地面積とは、野草地、かん木類が繁茂している土地の面積をいいます。なお、河川敷、けい畔、堤塘、道路敷、ゴルフ場などは、草生していても含めません。

## ○ 主要湖沼面積

主要湖沼とは、面積1km<sup>2</sup>以上の人造湖(ダム)以外の湖沼をいい、本県では、中禅寺湖(11.90km<sup>2</sup>)のみが該当しています。

## 3 人口集中地区

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

人口集中地区とは、国勢調査基本単位区を基礎単位地域として、次の基準に該当する地域をいいます。

- ① 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上)が隣接していること。
- ② それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

なお、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人に満たなくても、人口集中地区が都市的地域を表すという観点から、都市的施設(公共施設、産業施設、社会施設等)などがある地域を含めています。

## 【 人口 】

## 4 人口総数

資料源 県統計課「栃木県の人口(栃木県毎月人口調査報告書)」

## ○ 毎月人口調査

最新の国勢調査の結果による人口と世帯数を基点とし、これに住民基本台帳法による毎月の出生・死亡・転入・転出者数及び世帯の増減数を加減して、毎月1日現在で推計しています。  
したがって、登録人口そのものである住民基本台帳による人口とは若干異なります。

## ○ 国勢調査

我が国に常住するすべての人を対象として、5年ごと(10月1日現在)に行われる人口調査で、男女の別、出生の年月、5年前の住居の所在地、就業状態、従業地・通学地、住居の種類などについての調査です。

## 5 人口の年齢構成等

資 料 源 県統計課「市町村別年齢別人口(栃木県毎月人口調査(年齢別人口調査結果))」

## ○ 年齢3区分別人口

年齢は、9月30日現在による満年齢です。人口の年齢構成をみるとき、次の3区分でみる場合があります。なお、0～14歳人口と65歳以上人口の合計を従属人口といいます。

- ① 0歳から14歳人口
- ② 15歳から64歳人口
- ③ 65歳以上人口

## ○ 年少人口指数

15～64歳人口100人が何人の子ども(0～14歳人口)を扶養しているかを表し、人口の若年化の程度を知る一つの指標です。

$$\text{年少人口指数} = (0 \sim 14 \text{歳人口} / 15 \sim 64 \text{歳人口}) \times 100$$

## ○ 老年人口指数

15～64歳人口100人が何人の高齢者(65歳以上人口)を扶養しているかを表し、人口の高齢化の程度を知る一つの指標です。

$$\text{老年人口指数} = (65 \text{歳以上人口} / 15 \sim 64 \text{歳人口}) \times 100$$

## ○ 従属人口指数

15～64歳人口100人に対する従属人口(0～14歳人口+65歳以上人口)の割合であり、15～64歳人口100人が何人の子ども(0～14歳人口)と高齢者(65歳以上人口)を扶養しているかを表します。

## ○ 老年化指数

子ども(0～14歳人口)100人に対し、何人の高齢者(65歳以上人口)がいるかを表します。

## ○ 性 比

女性100人に対する男性の数の割合です。

## ○ 平均年齢

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{各年齢} \times \text{各歳別人口の総和}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

## 6 人口の増減

資 料 源 県統計課「栃木県の人口(栃木県毎月人口調査)」

## ○ 人口の対前年増減

前年10月1日から当年9月30日の1年間について、出生、死亡、転入、転出による人口移動の状況を集計したものです。

## ○ 人口の自然増減

前年10月1日から当年9月30日の1年間について発生した出生、死亡の計数の差です。

なお、出生は、住民基本台帳法に基づき、出生届により住民票の追加記載をしたもの、また、死亡は、住民基本台帳法に基づき、死亡届により住民票の削除をしたものです。

## ○ 人口の社会増減

前年10月1日から当年9月30日の1年間について、他市町村(国外を含む)からの転入者数、他市町村(国外を含む)への転出者数の差をとったものです。

なお、転入者数と転出者数の県値には、県内移動者数は含まれていません。

## 7 昼間人口

資 料 源 総務省統計局「国勢調査報告」

昼間人口は、常住地による人口(夜間人口)をもとに、就業者の従業地、通学者の通学地を考慮して市町村別に組みかえて集計したものです。

昼間人口＝常住人口＋他市町村からの通勤・通学者数－他市町村への通勤・通学者数

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜上昼間通勤、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。

ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的移動は加味されていません。

## 8 合計特殊出生率

資 料 源 県健康増進課「栃木県保健統計年報」

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値です。一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.07程度とされています。

## 9 外国人数

資 料 源 県国際課「栃木県外国人住民数現況調査」

住民基本台帳法が適用される下記の県内外国人住民数を集計したものです。

- ① 中長期在留者(3ヵ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人)
- ② 特別永住者
- ③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

## 【 世 帯 】

## 10 世 帯

資 料 源 総務省統計局「国勢調査報告」

国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

## 11 婚姻・離婚

資 料 源 県健康増進課「栃木県人口動態統計(概数)の概況」

戸籍法に基づいて届出のあったものについて、1月1日から12月31日までの件数を市町別に取りまとめたものです。

【 経済基盤 】

12 産業別就業者数

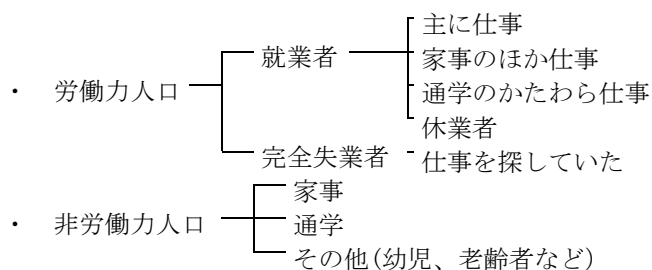
資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

就業者とは、調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む)になる仕事を少しでもした人をいいます。

なお、収入になる仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- ・ 勤めている人で、休んでいても賃金や給料をもらうことになっている場合、雇用保険法に基づく育児休業給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。
- ・ 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合。また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めています。

なお、15歳以上の人の労働力状態は、次により区分されています。



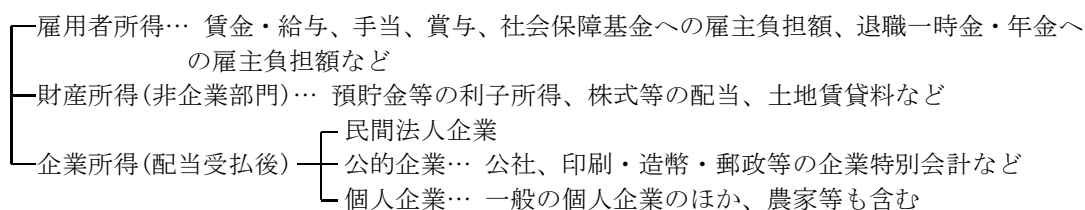
- 第一次産業就業者数  
就業者のうち、農林水産業に従事している人の数です。
- 第二次産業就業者数  
就業者のうち、鉱業・建設業・製造業に従事している人の数です。
- 第三次産業就業者数  
就業者のうち、上記以外の産業に従事している人の数です。

13 市町村民経済計算等

※毎年度遡及改定を行うため、過去のデータは前年掲載したものとは異なります。

資料源 県統計課「とちぎの県民経済計算」  
県統計課「とちぎの市町村民経済計算」

- 市町村内総生産  
市町村内での1年間の経済活動により新たに生み出された付加価値の合計額です。
- 市町村民所得(要素費用表示)  
1年間の経済活動により、市町村民(民間企業や行政機関なども含まれる)が受け取った所得の総額です。なお一人当たりの県民所得については総務省推計人口で計算しています。  
市町村民経済計算では、次のように区分しています。



- 市町村民所得(要素費用表示)の流入率  
市町村間の所得の流入率を表したもので、他市町村からの所得移転の大きさを表したものです。

$$\text{流入率} = (\text{市町村民所得} - \text{市町村内純生産}) / \text{市町村民所得} \times 100$$

#### 14 事業所

資料源 総務省「経済センサス-基礎調査」(甲調査)  
総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

調査対象 日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所

- 事業所  
経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。
  - ① 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
  - ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
- 事業所従業者数  
当該事業所に所属して働いている全ての人をいい、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めません。

#### 15 年間商品販売額

資料源 県統計課「栃木県の商業」(商業統計調査結果報告書)  
総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

調査対象 日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」に属する事業所

- 年間商品販売額 ※  
1月1日から12月31日までの1年間の有体商品の販売額をいいます。
  - 商業従業者数 ※  
記載日現在における当該事業所の業務に従事している個人業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用者の合計です。
- ※ 管理・補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事務所、卸売の商品販売額及び小売の商品販売額等の金額がない事業所は含まれていません。

#### 16 製造品出荷額等

資料源 県統計課「栃木県の工業(工業統計調査結果報告書)」

調査対象 日本標準産業分類「大分類E-製造業」に属する従業者4人以上の事業所

- 製造品出荷額等  
1月1日から12月31日までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及びくず・廃物の出荷額の合計です。

## 115 経済基盤、財政

### ○ 製造業従業者数

従業者数は、下記算式により算出しています。

$$\text{従業者数} = \text{「個人業主及び無給家族従業者」} + \text{「有給役員」} + \text{「常用雇用者」} - \text{「送出者」} \\ + \text{「出向・派遣受入者」}$$

## 17 人工林等

資料源 県環境森林政策課「栃木県森林・林業統計書」

### ○ 林野面積

林野面積については、**2 可住地面積**を参照してください。

ここでの林野面積の数値は、農林業センサス調査と調査時期や調査方法等が異なるため、農林業センサスの数値とは異なります。

### ○ 人工林

植林したり、種をまいたりして、人工的に更新をした山林をいいます。

### ○ 人工林率

全林野面積に占める人工林面積の割合をいいます。

## 18 農家戸数等

資料源 農林水産省「農林業センサス」  
農林水産省「作物統計調査」

### ○ 農家

経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいいます。

### ○ 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

### ○ 専業農家

世帯員中に、兼業従事者(調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家をいいます。

### ○ 経営耕地面積

農林業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの(自作地)に借りている耕地(借入耕地)を加えたものをいいます。

【 財 政 】 ※財政における栃木県指標は、各市町の合計又は平均です。県財政は含まれていません。

資料源 県市町村課「市町村財政の状況」

### ○ 普通会計

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分されていますが、特別会計は、国の法令で設置が義務付けられているものの外、各団体が条例で設置するものがあり、同一の基準で区分されていません。そこで、統計上では、普通会計と公営事業会計という区分により統一が図られています。普通会計は、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計として取りまとめたものをいいます。通常、地方財政といえば普通会計を指し、地方公共団体の一般行政活動の収支を示します。

## 19 財政力

- 基準財政収入額  
各市町村の財政収入額を合理的に測定するため算定されるもので、市町村にあっては、法定普通税(一部の目的税を含む)の標準税率による収入見込額の75%に相当する額に地方譲与税等の収入見込額を加えた額です。
- 基準財政需要額  
各市町村が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は標準的な施設を維持するために必要な財政需要であり、各行政項目ごとに所定算式によって算定したものの合算額です。
- 財政力指数  
基準財政収入額を基準財政需要額で割って算出されたもので、当該市町村の財政力の強さを示す指標です。計算に当たっては、各年の特殊事情による影響を小さくするため、直近3年間の平均値を用います。

## 20 実質収支

- 実質収支額  
形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額です。  
なお、形式収支とは、歳入総額から歳出総額を差し引いた額です。
- 実質収支比率  
実質収支の程度を示す指標であり、黒字幅が大きいほど良いというものではなく、一般的には、3~5%程度になることが望ましいと考えられています。  

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$
- 標準財政規模  
次式により算出されています。  
(基準財政収入額－地方譲与税等)×100/75 + 地方譲与税等 + 普通交付税等

## 21 自主財源等

- 自主財源  
自主財源とは、地方公共団体の意思で収入額を決定し、調達できる自前の財源をいい、ここでは、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計額をいいます。
- 地方債現在高  
地方債には、普通会計債と公営企業債とがあります。普通会計債は、普通会計に属し、元利償還のための財源が主に地方税、地方交付税等の一般財源に求められます。公営企業債は、公営企業の資金を調達するために発行され、元利償還金が主として当該企業の収入から支払われます。ここでの地方債は普通会計債のみです。(特定資金公共事業債(いわゆるNTT債)を含みません。)  
なお、現在高とは、前年度までに発行した額のうち当該年度までの償還分を差し引き、当該年度の新規発行額を加えた年度末現在高です。  
また、人口1人当たり地方債現在高は、地方債現在高を住民基本台帳人口(外国人を除く)で除して算出しています。

## ○ 実質公債費比率

平成18年度から地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新たな財政指標です。従来の起債制限比率とは異なり、一般会計等の公債費だけではなく、公営企業への繰出しや一部事務組合の公債費等も含めて算定するもので、自治体全体の財政状況の実態をよりの確に反映します。平成20年度からは、地方公共団体財政健全化法に基づく指標となっています。

実質公債費負担比率(3ヵ年平均)が18%以上の団体は、起債にあたり許可が必要となります。また、25%以上になると早期健全化団体、35%以上では財政再生団体となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \times 100(\%)$$

A：地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)

B：地方債の元利償還金に準ずるもの

C：元利償還金等に充てられた都市計画税及び特定財源

D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

E：標準財政規模※

※標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額です。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等}) \times 100/75 + \text{地方譲与税等} \\ + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

## 22 経常収支等

## ○ 経常収支比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源(経常的一般財源)及びこれと同視される臨時的一般財源(減税補てん債と臨時財政対策債)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常経費)に充当されたものが占める割合です。

これは、財政構造の弾力性を示す指標であり、この数値が高くなるほど財政構造は硬直化しているものとされます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費に充当した一般財源額}}{\text{経常的一般財源の総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(\%)$$

## ○ 投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいい、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があります。

## ○ 一般財源

歳入の分類の一つに一般財源と特定財源があり、使途が自由であるものを一般財源、使途が特定されているものを特定財源といいます。一般財源の主なものは、地方税、地方交付税、地方譲与税であり、特定財源の主なものは、国庫補助金や地方債です。



## 【 学校教育・保育 】

資料源 県統計課「学校基本統計（学校基本調査報告書）」

調査概要 学校基本調査は、学校数、在学者数、教職員数、学校施設等の状況や卒業者の進路を明らかにするため、毎年5月1日現在で下記に掲げる全ての学校について実施されています。幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、大学(短大を含む)、高等専門学校  
なお、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校をいいます。

## ○ 児童・生徒数

5月1日現在、それぞれの学校に在籍する児童・生徒の総数です。

## ○ 本務教員数

本務の教員数であり、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師の合計です。本務と兼務の区別は、原則として辞令面によっており、本務者には休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者等も含まれています。

## 23 屋外運動場面積

資料源 県教育委員会施設課資料

公立学校の屋外における体育、スポーツの利用に供している部分及びその周辺部分をいいます。

## 24 学級数

資料源 県統計課「学校基本統計（学校基本調査報告書）」

単式学級、複式学級、特別支援学級の合計です。

## 25 進学者数

資料源 県統計課「学校基本統計（学校基本調査報告書）」

高等学校等への進学者数(公立中学校)とは、高等学校本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科に進学した者及び、進学しかつ就職した者をいい、専修学校、各種学校などへの進学者は含まれていません。

## 26 保育所数

資料源 県こども政策課「こども政策課指標」

保育所数は、認可保育所の公立保育所と私立保育所の合計です。

【 社会教育・文化・スポーツ 】

27 公民館数

資料源 県教育委員会「栃木県社会教育のすがた」

公民館は、本館と分館に分けられ、本館は更に中央館と地区館に分けられています。本書の公民館数は、これら全ての総数です。

28 公共スポーツ施設数

資料源 県教育委員会「教育行政資料要覧」

公共スポーツ施設とは、国又は地方公共団体が設置し、直接管理・運営している施設又は法令等に基づいてその管理・運営を他の団体に委託しているスポーツ施設をいいます。

なお、施設数では、1カ所に複数のスポーツ施設が設置されている場合は、それぞれの施設ごとに集計しました。

29 公共図書館蔵書数・貸出数

資料源 県公共図書館協会「栃木県内の図書館」

○ 公共図書館

図書館には、広く一般公衆の利用に供することを目的として、国、地方公共団体、日本赤十字社、一般社団法人若しくは一般財団法人が設置したいわゆる「公共図書館」のほか、特定の対象又は特定の資料を中心に運営されるものとして、学校図書館、大学図書館、企業内図書館などがあります。本書では、このうち公共図書館を対象にしています。

30 社会教育学級・講座受講者数

資料源 県教育委員会「栃木県社会教育のすがた」  
県統計課「栃木県統計年鑑」

教育委員会及び公民館が開設した社会教育学級・講座への参加者数です。学級・講座は、一定期間にわたって組織的、継続的に行われる学習形態をいい、また、参加者数は、各学級・講座の開設当初における受講者数であり、修了者数ではありません。

- 青少年を対象とするもの 少年教室、青年教室等
- 成人一般を対象とするもの 成人教室、成人学級、市民講座、専門講座、市民大学、家庭教育学級等
- 女性を対象とするもの 女性学級、女性講座、女性教室、女性セミナー等
- 高齢者を対象とするもの 高齢者教室、高齢者学級、高齢者セミナー等

31 老人クラブ会員数

資料源 県高齢対策課資料

老人クラブ会員数は3月31日現在、分母の60歳以上の人口は前年10月1日現在です。  
なお、老人クラブ会員比率は、老人クラブ会員数を60歳以上人口で除し、100(%)を乗じることで算出しています。

## 32 スポーツクラブ会員数（総合型地域スポーツクラブ）

資料源 県教育委員会スポーツ振興課「生涯スポーツ推進資料」

## ○総合型地域スポーツクラブ

子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

## 【 居住環境 】

## 33 持ち家数

資料源 総務省統計局「国勢調査報告」

そこに居住している世帯が、全部又は一部所有している住宅の数です。登記が済んでいない場合や、分割払いの分譲住宅などで支払いの完了していない場合も含まれます。

## 34 公営住宅等

資料源 総務省「公共施設状況調経年比較表」

ここでいう公営住宅等とは、公営住宅、改良住宅及び単独住宅について、市町村が管理しているものを計上しています。したがって、3月31日現在空家であっても、市町村が管理しているものは含め、分譲に係るものは含めていません。

## 35 下水道

資料源 総務省「公共施設状況調経年比較表」

## ○ 排水人口

公共下水道により下水を排除できる地域の、3月31日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を計上しています。

## 36 水道

資料源 県生活衛生課「栃木の水道」

## ○ 給水人口

本書では、水道として上水道・簡易水道・専用水道について計上しています。

なお、給水人口には、年度末現在において当該水道により居住に必要な給水を受けている人口を計上しています。

## ① 上水道

事業計画書における給水人口が5,001人以上の水道。

## ② 簡易水道

事業計画書における給水人口が101人以上 5,000人以下の水道。

## ③ 専用水道

100人を超える人の居住に必要な水を供給する自家用水道（寄宿舍、社宅等）及び1日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超える自家用水道。

## 121 居住環境

### 37 ごみ総排出量

資料源 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

### 38 小売事業所数

資料源 県統計課「栃木県の商業」（商業統計調査結果報告書）  
総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

#### ○ 小売事業所数

管理・補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事務所、小売の商品販売額の金額がない事業所は含まれていません。

### 39 市町村道(生活道路)

資料源 県道路保全課「道路現況調書」

#### ○ 道路実延長

市町村道の総延長から、重用延長、未供用延長等を除いた延長をいいます。

##### ① 総延長

道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長。

##### ② 重用延長

上級の路線に重複している区間の延長。

##### ③ 未供用延長

路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がされていない区間の延長。

### 40 自動車数等

資料源 一般財団法人 自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」  
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」

#### ○ 保有自動車数

ここでは、登録自動車、小型二輪自動車及び軽自動車(軽二輪を除く)の合計をいいます。なお、県計には、使用の本拠が不明となっているものを含むため、各市町村の合計とは一致しません。

#### ○ 保有乗用車数

上記保有自動車数のうち、普通乗用車、小型乗用車、軽乗用車の合計。

### 41 都市公園等

資料源 総務省「公共施設状況調経年比較表」

都市公園等には、都市公園法の規定により都市計画区域内において市町村が設置・管理している都市公園(街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等)、都市公園法に基づく都市公園以外の公園で、都市計画区域内において市町村が設置・管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているもの、及び国、県、公団等が設置している公園について計上されています。

なお、児童福祉法に基づく児童厚生施設である児童遊園は含まれていません。

【 社会保障・医療・健康 】

42 生活保護

資料源 県保健福祉課「栃木県の生活保護」

- 生活保護
 

国が生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足分を給付する制度で、8種類の扶助があり、要保護者の必要に応じ、単給又は併給して受けることができます。
- 被保護実人員
 

現に保護を受けた人員及び保護停止中の人員の合計です。現に保護を受けた人員は、保護給付を併給されていても、1人として数えられています。

43 国民健康保険

資料源 県国保医療課「国民健康保険事業状況」

国民健康保険制度は、原則として被用者保険の適用者以外の国民一般を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。  
 保険者には、市町村と国民健康保険組合があります。

- 被保険者数
 

保険者が市町村である場合の被保険者数です。  
 なお、「92 人口千人当たり国民健康保険被保険者数」を算出するための分子に用いている被保険者数は年度末現在のものです。
- 診療件数
 

資料源でいう療養の給付(診療費)の件数で、被保険者が疾病などで病院又は診療所を受診した件数(診療報酬明細書(レセプト))です。  
 なお、受診の際、被保険者証を提出しない等の場合で、病院又は診療所へ医療費の全部を支払い、後日領収書を基に保険者から保険者負担分の償還を受けた場合の件数(療養費)は除かれています。
- 診療費費用額
 

上記の費用額で、保険者の給付範囲に属する診療行為の費用額(市町村負担額と本人負担額等の合計)です。
- 国民健康保険受診率
 

診療件数を被保険者数(年度間平均)で除して100倍したもので、被保険者100人当たりの受診件数を表します。

44 後期高齢者医療

資料源 栃木県後期高齢者医療広域連合「栃木県後期高齢者医療広域連合年報」

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まり、従来の老人保険制度から後期高齢者医療制度に移行しました。

- 後期高齢者医療被保険者
 

栃木県内に住所のある方で、

  - ・75歳以上の方
  - ・65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり、広域連合の認定を受けた方となります。

○ 診療件数

資料源でいう療養給付費の医科(入院、入院外)と歯科(入院、入院外)の合計件数で、被保険者が疾病などで病院又は診療所を受診した件数(診療報酬明細書(レセプト))です。

なお、受診の際、被保険者証を提出しない等の場合で、病院又は診療所へ医療費の全部を支払い、後日広域連合から償還を受けた場合の件数(療養費)は除かれています。

○ 後期高齢者医療費費用額

医療費は、診療費、調剤、食事療養・生活療養、訪問介護、療養費及び移送費の合計です。

○ 後期高齢者医療受診率

診療件数を後期高齢者医療被保険者数(年度間平均)で除して100倍したもので、被保険者100人当たりの受診件数を表します。

45 医療施設等

資料源 県健康増進課「栃木県保健統計年報」

○ 病院

病院とは、医師又は歯科医師が医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいいます。

○ 一般診療所、歯科診療所

医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業をなす場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいいます。

○ 病床数

医療法に基づき使用許可を受けている病床数をいいます。

46 医師・歯科医師・薬剤師数

資料源 県健康増進課「栃木県保健統計年報」

医師、歯科医師及び薬剤師のうち、医療法でいう医療施設、診療所の開設者及び勤務者の従業地別の数です。

47 死因別死亡者数

資料源 県健康増進課「栃木県保健統計年報」

○ 生活習慣病による死亡者数

本書では、人口動態調査にいう死因簡単分類表のうち、次に示す死因による死亡者数を合算しています。

①悪性新生物 ②糖尿病 ③高血圧性疾患 ④心疾患(高血圧性を除く) ⑤脳血管疾患

## 【 安 全 】

## 48 交通事故

資 料 源 県警察本部「交通年鑑」

事故発生件数、死傷者数とも、県計には高速道路等によるものを含むため、各市町の合計とは一致しません。

○ 交通事故発生件数

交通事故とは、道路交通法に規定されている道路において、車両、列車等によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいいます。従って、踏切事故は計上されますが、その他の列車事故は計上されません。また、物的損害のみの交通事故は発生件数には含めず、多重事故は1件として計上しています。

○ 死傷者数

事故の発生地別にとられた数値で、次により区分されています。

- ① 死 者 交通事故の発生後24時間以内に死亡した者をいいます。
- ② 負傷者 交通事故によって傷害(重傷と軽傷)を負った者をいいます。

## 49 運転免許保有者数 ※ 原付も含めた数です。

資 料 源 県警察本部「交通年鑑」

## 50 刑法犯認知件数

資 料 源 県警察本部「犯罪概況書」

県計には、発生地不明等を含むため、各市町の合計とは一致しません。

○ 刑法犯

ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から交通関係の業務上過失致死傷罪等を除いた刑法犯をいいます。

○ 認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、その発生を警察において認知した件数です。この件数は、原則として被疑者の行為数によりますが、1人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の計上方法が採られます。

## 51 出火件数

資 料 源 県消防防災課「消防防災年報」

出火件数とは、すべての火災(建物、林野、車両、船舶、航空機及びその他)の総件数をいいます。